

豊中市造血細胞移植後の定期予防接種ワクチン再接種費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、骨髄移植等の造血細胞移植（以下「造血細胞移植」という。）により、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）により得た免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師に判断された者に対し任意で接種する費用を助成し、経済的負担の軽減を図ることにより、積極的な接種を促進し、もって疾病の発生及びまん延を予防することを目的とする。

(助成対象予防接種)

第2条 この事業における助成対象予防接種は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による予防接種であって同法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものについて、造血細胞移植を受けるまでに接種しているもの。
- (2) 前号の予防接種で得た免疫が造血細胞移植により低下又は消失していると治療にあたる主たる医師が判断していること。
- (3) 使用するワクチンが、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の規定によるものであること。

(接種対象者)

第3条 この事業により助成対象予防接種を受けることができる者（以下「接種対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 再接種を受ける日において20歳未満（ただし、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の6の表の上欄に掲げる特定疾病にかかる予防接種にあつては、それぞれ同条の規定による年齢に達するまで）であること。
- (2) 再接種を受ける日において、本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(助成対象者)

第4条 この助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、接種対象者の保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。）とする。ただし、接種対象者が民法（明治29年法律第89号）の規定により成年に達したとみなされる者に該当する場合は、接種対象者本人が助成対象者となることができる。

(助成金の額)

第5条 この事業により助成対象者に助成することができる金額（以下「助成金額」という。）は、再接種費用として医療機関に支払った金額とする。

- 2 前項の金額のうち、抗体検査や次条第1項第1号に規定する医師の意見書に係る費用は、助成の対象としない。

(助成対象認定の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、接種対象者が助成対象予防接種を受ける前に豊中市定期予防接種ワクチン再接種費用助成対象認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 豊中市定期予防接種ワクチン再接種費用助成対象認定に係る意見書(様式第2号)
- (2) 造血細胞移植実施以前の予防接種の履歴が確認できるもの(母子健康手帳等)

(助成対象認定の手続)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、認定を決定したときは豊中市定期予防接種ワクチン再接種費用助成対象認定通知書(様式第3号。以下「認定書」という。)により、不認定を決定したときは豊中市定期予防接種ワクチン再接種費用助成対象不認定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(実施方法)

第8条 認定書の交付を受けた助成対象者は、医療機関(国内に所在するものに限る。)において認定書に示している予防接種を再接種し、その接種に要した費用を当該医療機関に支払うものとする。

(助成金の交付申請等)

第9条 助成対象者は、再接種日から3年以内に、豊中市定期予防接種ワクチン再接種費用助成金交付申請書(様式第5号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象予防接種を実施したことが確認できる書類(予診票等)
- (2) 予防接種実施医療機関の領収書(予防接種の種類及び実施日が記載されたものに限る。)
- (3) 振込先が確認できるもの(預金通帳の写し等)

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付を決定したときは、豊中市定期予防接種ワクチン再接種費用助成金交付決定通知書(様式第6号)により通知し、速やかに助成金を交付するものとする。また、不交付を決定したときは、豊中市定期予防接種ワクチン再接種費用助成金不交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに支払った助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の支払を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行し、同年4月1日以後に行った予防接種について適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの要綱の施行の前日までに行った予防接種について適用要件を全て備える者が第2条に規定する予防接種を再接種したときは、第5条から第7条の規定にかかわらず、認定書の交付を受けなくても、第5条各号に規定する書類を添えて、第8条の申請をすることができる。

附 則

1. この要綱は、令和元年6月10日から実施する。